

国内人権機関実現委員会

編集責任 国内人権機関実現委員会 2023.11.1

ニュース No.10

シンポジウム「入管被收容者や仮放免者の人権から考える、独立した人権機関の必要性について」報告

国内人権機関実現委員会では、2023年5月19日、つくば国際会議場において、シンポジウム「入管被收容者や仮放免者の人権から考える、独立した人権機関の必要性について」を開催しました。

報告及び基調講演

本シンポジウムの前半では、まず、伊藤良会員(札幌弁護士会)による国内人権機関についての報告に続き、2021年3月に名古屋入管で收容中に亡くなったウィシユマ・サンタマリさん(以下「ウィシユマさん」)の事件発生当時、名古屋入管を担当する西日本入国者收容所等視察委員会(以下「視察委員会」)の委員であった金喜朝会員(大阪弁護士会)から基調講演をいただき、さらに、支援者団体や仮放免者ご本人から報告をいただきました。

支援者団体・仮放免者ご本人からの報告

最初に登壇した、東日本入国管理センターに收容されている「牛久入管」の面会を長年続けている「牛久入管收容所問題を考える会」代表の田中喜美子さんは、全件收容や長期の無期限收容が原則となっていることで、これまで死亡事件を含む様々な悲劇が起きているとして、入管の人権問題について皆さんに知ってもらいたいと述べました。

続いて登壇した大澤真真さんは支援団体「北関東医療相談会」や「つくろい東京ファンド」で仮放免者の生活支援等を行っており、仮放免者について、難民、生活の基盤が日本にある、日本で生まれ育った等「何らかの理由で帰国できない」ことや、働けない一方で、何の社会保障もなく「生活に困窮している」という共通点があると指摘します。支援団体の調査では、

仮放免者の87%が働ける年齢(20代・50代)にあるにもかかわらず、6人に1人が一日に食費で生活し、40%が家賃滞納、84%がお金が無くて病院に行けない状態にあり、実際に支援をした仮放免者の中には、困窮して医療も受けられないことで亡くなったり、自殺未遂をした人もいるといえます。

パネルディスカッション

後半のパネルディスカッションでは、佐谷道浩会員(茨城県弁護士会)がコーディネーターを務め、パネリストとして金喜朝会員、駒井知会会員(東京弁護士会)、宮廻満さん(BOND)副代表・「仮放免者の会」事務局長、近藤剛(岡山弁護士会)が登壇しました。以下では各登壇者の発言から一部を紹介いたします。

視察委員会委員でもある金会員は、自らの経験から、入管庁がウィシユマさんの死亡事件を契機として行おうとしている組織・業務改革が、法律上の第三者機関である視察委員会に対して十分な情報提供を行わず、その実効的な活動に協力しない、入管庁の内部部署による調査・指導に委ねようとしていることを強く批判しました。

を振り絞って訴えました。
事務局次長 中島 広勝(第一東京)

ていることを強く批判しました。
ウィシユマさんの遺族代理人の駒井会員は、わが国の入管行政が抱える問題点や被收容者・仮放免者が苛酷な立場に置かれており、そうした現状を早急に改善する必要性が求められていること、国会で審議中の入管法改正案の内容の問題点について詳しく指摘しました。

宮廻さんは、被收容者の現状、とりわけ仮放免者らが、適切な医療を受けられないことや就労が許されていないこと、移動の自由を制約されていることなど、仮放免者が置かれている非人道的で苛酷な現状を紹介し、その改善が急務であると訴えました。

近藤からは、オーストラリアと韓国の人権委員会が、調査・調停による人権侵害事件の救済や、公開調査に基づく報告書の作成や問題解決に向けた政策提言、アミカス・キュリエとして最高裁判所や憲法裁判所へ意見書を提出する活

牛久入管を訪問しました！

日弁連国内人権機関実現委員会では、2023年5月19日、茨城県にある東日本入国管理センター(牛久入管)を、茨城県弁護士会の会員とともに訪問しました。

同訪問では、まず、牛久入管の紹介映像の上映があり、その後、入管職員から牛久入管の状況についての説明がありました。それに続き、入管職員との間で質疑応答を行いました。その内容をいくつか紹介します。

国内人権機関設置がなぜ「優先事項」なのか

「自由権規約委員会勧告」

2022年11月国際人権自由権規約委員会は、日本政府に対する数多くの勧告の中で、「国内人権機関」についての「優先事項」としての設置を求めました。しかも最後に、フォローアップすべき課題として、次回が予定される2030年より前の2025年11月4日までにこの勧告の実施に関する情報提供を要請しました。

これまでに異なり、なぜ今回「優先事項」とされ、フォローアップの対象とされたのでしょうか。

この日本審査を担当されたパッシム委員は、本年9月、日弁連が招聘し、「優先事項」としたのは、様々な勧告を履行するために政府

動等を通じて、入管法制度の改善に繋げていることを紹介しました。
政府から独立した人権機関の必要性

本シンポジウムを通じて、わが国の入管行政の実態が、国際人権基準からみて極めて深刻な問題を孕んでおり、早急に改善する必要性があるが、こうしたわが国の入管行政の状況を改善するためには政府、議会、裁判所に対して政策提言や意見を述べる権限などを有する、国連の「パリ原則」に即した政府から独立した人権機関が必要であるということ強く実感しました。

副委員長 近藤 剛(岡山)



パネルディスカッションの様子

「人権委員会設置法案の検討を速やかに再開」するよう勧告しました。国連条約機関の度重なる勧告に対して、日本政府は、「フォローアップを受け容れる」と前向きな返答を続けています。

委員長 小池 振一郎(第一東京)



講演する国連自由権規約委員会のワファー・アシュラフ・モハラム・パッシム委員